

大分県報

平成二十八年
第二七六七号
四月一日

（金曜日）

目次

告示

- 消費生活センターの名称等……………一
- 第四次大分県林業労働力の確保の促進に関する基本計画の策定……………一
- 道路区域の決定……………一
- 高さ指定道路の指定……………二
- 大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正……………二
- 大分県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程の一部改正……………三
- 大分県開発登録簿閲覧規程の一部改正……………三

○告示

大分県告示第二百十五号
大分県民の消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和五十三年大分県条例第三十二号）第四十三条第一項各号に掲げる事項は、次のとおりである。
平成二十八年四月一日

- 一 消費生活センターの名称
大分県消費生活・男女共同参画プラザ
- 二 住所
大分市東春日町一番一号

三 消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第八条第一項第二号イ及びロの事務を行う日及び時間
次に掲げる日を除いた日の午前九時から午後五時三十分まで。ただし、日曜日にあつては、午後一時から午後四時まで。

平成二十八年四月一日

大分県告示第二百十六号

林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）第四条第一項の規定に基づき、次のとおり第四次大分県林業労働力の確保の促進に関する基本計画を定めたので、同条第五項の規定により公表する。
平成二十八年四月一日

- 一 公表する書類
第四次大分県林業労働力の確保に関する基本計画
- 二 公表場所
大分県農林水産部林務管理課及び各振興局農山村振興部又は農山漁村振興部
- 三 大分県ホームページによる公表
第四次大分県林業労働力の確保の促進に関する基本計画についての大分県ホームページアドレスは、次のとおり。
<http://www.pref.oita.jp/soshiki/16050/kinonkeikaku4.html>

大分県告示第二百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を決定する。
その関係図面は、平成二十八年四月一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成二十八年四月一日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	敷地の幅員	延長
県道別府庄内線	由布市庄内町東大津留字中川原三二番三から由布市庄内町柿原字富ノ前六三一番九まで	メートル 八五・〇 八・八	メートル 二、六三七・六

大分県報（告示）

大分県告示第二百十八号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

平成二十八年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 指定する道路の種類、区間及び指定する期日

道路の種類及び路線名	区 間	指定する期日
一般国道一九七号	大分市大字毛井字寺の前三二四番五から 大分市大字片島字津々良二四八一番一まで	
県道中津高田線	宇佐市大字下庄字野間二九一番三から 宇佐市大字宮熊字祢地三五六番二まで	
県道鶴崎大南線	大分市大字毛井字清水七九一番三から 大分市大字毛井字寺の前三二七番四まで	
県道松岡日岡線	大分市大字松岡字猫原七一七三番九から (公園東インターチェンジ) 大分市日岡三丁目七番七まで	平二八・四・一
県道和气佐野線	宇佐市大字橋津字保久曾四七七番二から 宇佐市大字上庄字神ノ木一三一五番まで	
県道尾永井猿渡線	宇佐市大字上庄字神ノ木一三一五番から 宇佐市大字下庄字野間二九一番三まで	
県道西寒多寒田線	大分市大字宮崎字口ノ坪一四三八番二から (寒田団地入口) 大分市大字宮崎字軒田一四八三番七まで (宮崎団地入口)	

二 通行方法

一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

① 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

② 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上(又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

大分県告示第二百十九号

大分県が管理する港湾施設の概要(昭和四十三年大分県告示第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び大分土木事務所大分港振興室に備え置いて一般の供覧に供する。

平成二十八年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

六 佐賀関港の(二)概要の表中

三	物揚場	八〇メートル	水深三メートル	
三	物揚場	八〇メートル	水深三メートル	
四	野積場	三六九・三平方メートル		附属地
五	駐車場	一、二三七・一八平方メートル		

を に

改める。

大分県告示第二百二十号

大分県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程（昭和四十四年大分県告示第五十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一条中「大分県土木建築部都市計画課」を「大分県土木建築部都市・まちづくり推進課」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

大分県告示第二百二十一号

大分県開発登録簿閲覧規程（昭和四十五年大分県告示第八百二号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第二条第一号中「大分県土木建築部都市計画課」を「大分県土木建築部都市・まちづくり推進課」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

平成二十八年四月一日

大分県報（告示）